

# 資料

## 令和元年度 全国要請推進部長会

令和元年7月11日（木）・12日（金） 都市センターホテル 601号室

[第1日目] 7月11日（木） 受付 13:00 開会 13:30

1 開会式 13:30~13:45

司会[日下部 総務・調査副部長]

(1) 開会の言葉 [松澤 副会長]

(2) あいさつ [多久 会長]

(3) 総務・調査部員の紹介 [関根 総務・調査部長]

2 全体会 13:45~14:45

(1) オリエンテーション 13:45~14:15

・要請文の解説と現在の課題 [関根 総務・調査部長]

(2) 全公教 調査報告 14:15~14:45

・平成30年度の調査について [正玄 総務調査部員]

※ プレゼンテーション操作 [森田 総務調査部員]

(3) 休憩 14:45~15:00

3 講演 15:00~16:30

(1) 講師紹介 [川島 副会長]

(2) 講演

・演題 「学校における働き方改革の取組状況について」

・講師 文部科学省初等中等教育局 企画官 常盤木 祐一 氏

(3) 質疑応答

(4) 謝辞 [下島 副会長]

(5) 閉会の言葉 [鈴木 副会長]

4 諸連絡

5 情報交換会 (606号室) 17:30~

司会 [米村、小田切 総務・調査部員]

・部員紹介

・ブロックグループごとの紹介 (北海道・東北・関東信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州)

・グループごとの情報交換、自己紹介

[第2日目] 7月12日(金) 受付 8:50まで 開会 9:00

1 オリエンテーション [ 関根 総務部長] 9:00~ 9:10

- ・日程確認
- ・要請活動後の報告書提出について

2 全 体 会 司会[ 日下部 総務・調査副部長]

マイク係 森田、石渡、井能

(1) グループ別討議会

9:15~11:10

- ・各グループで自己紹介カードをもとに、各地区の情報交換
- ・団体調査の結果の活用
- ・司会、記録、発表者を確認

(2) グループ別討議報告 (601号室) 11:15~11:40

司会[日下部 総務・調査副部長] ・各グループ2分程度 ・発表担当者が発表  
・記録者は、記録を事務局に提出

○各グループの役割分担

グループ	司 会 者	記 錄	発 表 者	役員(総務調査部)
A(605号室)	北海道	名古屋	静岡	鈴木(日下部)
B(604号室)	岩手	栃木	島根	松澤(石渡, 伊能)
C(605号室)	群馬	京都	徳島	下島(米村)
D(604号室)	福井	香川	秋田	高木(森田)
E(603号室)	和歌山	熊本	東京中	大澤(小田切)
F(603号室)	大分	神奈川	岐阜	吉岡(正玄)
G(602号室)	高知	新潟	奈良	川瀬(藤田)

※会長、総務・調査部長、オブザーバーはフリー

(3) 閉会の言葉 [鈴木副会長]

3 要請活動について事務連絡・要請活動準備 11:40~11:45

4 昼食・休憩 (各ブロック打ち合わせを含む) 11:45~13:00

5 要請活動 各単位教頭会・副校长会ごとに実施 13:00~16:30

○要請活動終了後、解散

※ 要請活動報告書は全公教ホームページより各自がダウンロードして作成し、7月中に事務局までメールでご提出ください。

なお、後日、地元で要請活動を実施する場合は、要請活動終了後、速やかに報告書を事務局までご提出ください。

## 令和元年度 文教施策・文教関係立法並びに予算措置等に関する要請

人生100年時代を迎えようとしている我が国においては、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて人工知能（A.I.）やビッグデータの活用など、技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割は大きいといわれます。（第三次教育振興基本計画より）

小学校学習指導要領が令和2年度から完全実施となり、中学校・高等学校の新学習指導要領が2023年度より順次完全実施となります。今はまさに、新しい教育への転換期です。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革、各学校の基本方針を具現化するカリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程、「特別の教科 道徳」の実施や外国語科の新設、等がその柱です。これらの改革により、これから社会の創り手となる子どもたちが、急速に変化し予測不可能な未来社会に於いて、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質能力を一層確実に育成することが求められています。

その一方で、学びへの意欲や学力・体力の低下及び二極化、規範意識や倫理観の希薄化、いじめ・不登校による学校生活不適応、家庭・地域社会の教育力低下等の教育課題が山積しています。また、教員の超過勤務、とりわけ副校长・教頭の勤務時間は過労死レベルを超えてるといわれています。このような状況の中で、次世代を担う子どもたちの健やかな成長や確かな学力の定着、豊かな心の醸成、たくましい体の育成を実現させていかねばなりません。これらの課題解決に向けては、子どもたちの取り巻く教育環境や教育条件等で格差を生じることなく、等しく良質な義務教育を受けられるようにすることが重要です。

私たち副校长・教頭は、その責務を果たすため、自らの学校運営力を高め、強いリーダーシップを発揮して、資質・能力に優れた教職員を育成して参ります。また、多様な人材を活用する「チーム学校」を視野に入れた組織運営を構築して参ります。そして、新学習指導要領が目指す子供像を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」によって、子どもたちに、社会の変化に対応しながら自己実現を図る力を育成して参ります。その力を身につけた子どもたちが、我が国の未来の社会の担い手となると確信し、副校长・教頭としての使命感をもち、リーダーシップを発揮して、子ども一人一人の豊かな心や生き抜く力を育むとともに、夢や希望に満ちた魅力ある次世代創世の学校教育の実現に日々尽力しています。

国及び地方公共団体が、義務教育の質を高め、信頼を確立し、教育の機会均等を継続させるとともに、世界トップレベルの学力や人間力を備えた人材を育成することは、国民すべての願いであり、我が国すべての学校の共通する目標です。そのために、教育を支える環境（人的環境及び物的環境）を整備・拡充することは国及び地方公共団体の責務であり、国においてはそれらを国家戦略として取り組むことが重要であると考えます。

私たち全国公立学校教頭会は、国家戦略として教育再生を導き、高い水準の豊かな教育を実現するためには、教職員の資質の向上と人材の確保が不可欠であるとの認識のもと、少人数学級のさらなる推進等、新たな教職員定数の改善や、諸々の教育課題に対応した教職員等の配置拡充、主幹教諭の全校配置をはじめとする学校運営リーダーの育成、防災対策・避暑対策を含めた教育の施設・設備等の環境整備、さらには、教職員及び教育管理職の地位向上等の施策を講じることが必要であると、提言します。

この度、令和元年度第61回定期総会において、約2万8千名の会員の総意に基づき、「令和元年度文教施策・文教関係立法並びに予算措置等に関する要請」について、別紙のとおり決議いたしました。本要請文の趣旨・内容をご理解いただき、全国一律的な教育施策の実現に向けて、格段のご配慮・ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月7日

全国公立学校教頭会 会長 多久 知明

## 令和元年度 要請事項

- 1 義務教育費国庫負担制度の復元・改善、人材確保法の趣旨を堅持する施策、並びに教育の機会均等の原則を担保するための施策を講じられるよう提言します。
  - (1) 我が国が世界トップレベルの学力や規範意識をもつ人材を育成するため、教育の質をさらに向上させる必要があります。そのため、国家戦略として義務教育のより一層の充実を図り、格差のない全国的なレベルで施策を実現させることが重要です。教育の機会均等の原則に立って、「義務教育費国庫負担制度」の負担率を2分の1に復活されるよう要請します。
  - (2) 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(人材確保法)の趣旨を守り、教員の資質向上を図るため、勤務実態調査等の結果を尊重した教員給与制度の改善（教員給与の見直し、教職調整額の検討）が図られるよう要請します。
  - (3) 子どもたちが安心して学べるよう、教育にかかる費用の保護者負担を抑制するとともに、地方の財政事情に伴う教育格差が生じないよう、国家が主導して施策の実現を図る責務を果たされるよう要請します。
- 2 「学校における働き方改革」を進め、学校教育の質の向上と、学校の組織的運営を推進する施策を講じられるよう提言します。
  - (1) 子どもたち一人一人に向き合うきめ細かな教育を実行するため、全学年での35人以下学級の実現、並びに小学校における専科指導の充実や中学校における生徒指導体制の強化、及びそのための法律改正や、定数改善計画の確定を早急に整備されるよう要請します。
  - (2) 教育の質の向上を図り、いじめ問題や特別支援教育における合理的配慮、外国人児童生徒の増加など、学校が抱える様々な問題に対応し、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育をより一層推進するための教員の基礎定数化を要請します。
  - (3) 学校の教育力・組織力を向上させる「チーム学校」としての機能を充実させ、教員が児童生徒の指導に当たる時間を十分に確保するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに、教員や副校長・教頭の事務作業を助ける「スクールサポートスタッフ」や中学校における部活動指導員など、学校組織の運営改革を推進し、多様な専門性をもつスタッフを全校規模で配置していただくよう要請します。
  - (4) 学校の教育力の維持向上に向け、教員の資質能力を高めるための人材育成機能を充実させる必要があります。大学の教職課程の充実や教育実習等、学校現場と大学との連携強化や、若手教諭育成研修等、人材育成のための環境を整えられるよう要請します。特に教育現場における若手教員育成のための育成指導教員や後補充教員の配置を充実させるよう要請します。

- (5) 教育にかかわる優秀な人材をより多く、より長く確保するため、教員免許の更新をさらに充実させて、教員の資質向上を図るとともに、免許失効者への特別措置や講習免除対象者の拡大等の緩和措置、都道府県をまたいでの異動を可能にすることなどの、特別な措置を要請します。
- (6) 副校長・教頭の業務軽減を早急に行うため、事務職員を全校に配置するとともに、その職務範囲の拡大を図るよう要請します。また、副校長または教頭の複数配置を拡大するとともに、全国的に主幹教諭の配置をさらに拡大するよう要請します。

### 3 学校・家庭・地域の連携・協力を深める教育環境整備のための施策が講じられるよう提言します。

- (1) 東日本大震災等をはじめとする多くの大規模災害を教訓として、自然災害等により被害を受けた学校に対して手厚い対応ができるよう、復興加配等の復興教育支援事業の継続を要請します。
- (2) 子供たちの命を守り、安全・安心を確保するために、いじめ防止・学校安全対策等に関連する人材の配置やSNS等を活用した相談事業の推進等、総合的な取り組みが着実に進められるよう要請します。
- (3) 学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現及び地域づくりに貢献できるよう、コミュニティスクール事業や学校を核とした地域の創生等の取組が一層推進されよう人的配置と予算の確保を要請します。また、学校が未来の社会の担い手を育成するとともに、地域社会の核として人々が集まりやすい拠点となるよう、耐震防災機能や全館冷暖房化の完備など、施設設備の充実を図るよう要請します。

# 令和元年度 要請文解説（案）

## I 「文教政策・文教関連立法並びに予算措置等に関する要請」の柱立て

### 1 第三次教育振興基本計画より

- \* 人生100年時代を迎えるとしている我が国において、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用など、技術革新が急速に進んでいる。
- \* 全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割は大きい。

### 2 学習指導要領改訂 令和2年度より小中高順次完全実施

- \* 主体的・対話的で深い学び、カリキュラムマネジメント、社会に開かれた教育課程、「特別の教科 道徳」、外国語科の新設、等が柱となる。
- \* これからの中の社会の創り手となる子供たちが、急速に変化し予測不可能な未来社会に於いて、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質能力を一層確実に育成することが求められている。

### 3 学校における働き方改革

- \* 学びへの意欲や学力・体力の低下及び二極化、規範意識や倫理観の希薄化、いじめ、不登校、学校生活不適応、家庭・地域社会の教育力低下等の教育課題が山積している。教員は、様々な課題に対峙しなければならない。
- \* 教員の超過勤務、とりわけ副校长・教頭の勤務時間は過労死レベルを超えており、この状況で、次世代を担う子供たちの健やかな成長や確かな学力の定着、豊かな心の醸成、たくましい体の育成を実現させねばならない。

### 4 副校長・教頭の責務について

- \* 自らの学校運営力・リーダーシップを發揮する。
- \* 資質・能力の高い教職員の人材育成を図る。
- \* 「チームとしての学校」を中心とした組織経営力を高める。
- \* 魅力ある次世代創生の学校教育を実現する。

### 5 国及び地方公共団体の責務について

- \* 義務教育の質の向上と教育の機会均等の保持、国家戦略として世界トップレベルの学力と人間力を育成する教育施策を展開することは、国民全ての願いである。
- \* 限りある財源の有効活用により、人的・物的教育投資や教育諸条件の整備をすることが重要である。

### 6 全国公立学校教頭会の取組

- ※教職員の資質の向上と人材の確保が不可欠であるとの認識をもつ。
- ※少人数学級のさらなる推進等、新たな教職員定数の改善を提言する。
- ※諸々の教育課題に対応した教職員等の配置拡充、主幹教諭の全校配置等の施策を提言する。
- ※防災対策・避暑対策を含めた教育の施設・設備等の環境整備を図るよう提言する。
- ※教職員及び教育管理職の地位向上等の施策を講じるよう提言する。

## II 「要請事項」要旨

1 義務教育費国庫負担制度の復元・改善、人材確保法の趣旨を堅持する施策並びに教育の機会均等の原則を担保するための施策を講じられるよう提言します。

### ○ 義務教育費国庫負担制度

負担率 現在 3分の1 今後 まずは 2分の1に復元する

- ・教員給与の国準規制度が廃止され、公立学校の教員の給与は都道府県の条例で定めることになった。
- ・国庫負担率が3分の1となり、地方自治体の財政を圧迫して、教育に関連する経費が減らされてきている。
- ・教育の質を向上させるために、国家戦略として格差のない施策を実現させるべきである。国庫負担率を増やし、地方自治体の財政の圧迫を解消し、「教員の給与を一般の公務員より優遇することを定め、教員に優れた人材を確保し、義務教育水準の維持向上を図ることを目的とする」人材確保法の精神に基づき、教育に関連する経費を確保する必要がある。

○ 教育の機会均等と教育水準の向上を目指す上で、教員の資質向上を図る必要がある。そのために、勤務実態調査等の結果を尊重した教員給与制度（教員給与の見直し、教職調整額の引き上げ）を実現するための財源を確保する必要がある。

○ 三位一体の改革により地方分権に必要な財源が確保された反面、地方自治体によっては教育関連予算の実質的な減少や教育格差が見られる。教育にかかる財源を確保するため、教育再生実行会議などでの協議を基に「経済・財政計画」との整合性を図りながら、教育にかかる費用の保護者負担を抑制するとともに、地域間の教育格差が生じない方策を講じる必要がある。

2 「学校における働き方改革」を進め、学校教育の質の向上と学校の組織的運営を支援する施策を講じられるよう提言します。

○ 近年の国庫負担金の地方財政移管に際して、特定財源としてではなく一般財源として地方に渡されるため、教育使途として支出されず、他の予算に回してしまう地方自治体があるというような、地方分権に伴う教育関連予算の実質的減少や地方の財政事情に伴う教育格差が生じない方策を講じ、教育に係る財源を確保し、教育の充実に充てる必要がある。

○ 昨今の教育課題解決に関する取組は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。

○ 各学校が、確かな学力の育成に向け、学習指導要領の着実な実施に取り組むとともに、各種調査等で明らかとなった課題を踏まえ実践に取り組めるよう、新たな教育改革に向けた調査研究等を推奨し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す方策を講じる必要がある。

○ 義務教育標準法が一部改正（H23年4月施行）され、小学校1年生の35入学級が標準化された。都道府県ごとの加配措置によって小学校2年生まで35人以下の学級編制を維持している例も多い。すると、小学校3年生以後の学級において40入学級編制となり、学級減が生じて児童が落ち着かなくなる「小3 プロブレム」を抱えるケースもある。今後、子供たち一人一人へのきめ細かな教育を実行するとともに、生徒指導上の諸問題等の様々な教育課題を解決するためには、更なる教職員定数の改善による少人数学級の実現が急務である。義務教育学級編制標準法の改正により、国の制度・負担において国の標準を全学年での35人以下学級等の少人数学級とする必要がある。

○ 少人数学級の実施等、学校が抱える様々な課題に対応するには、加配定数によるものではなく、基礎定数の増員によって実施することが必要である。

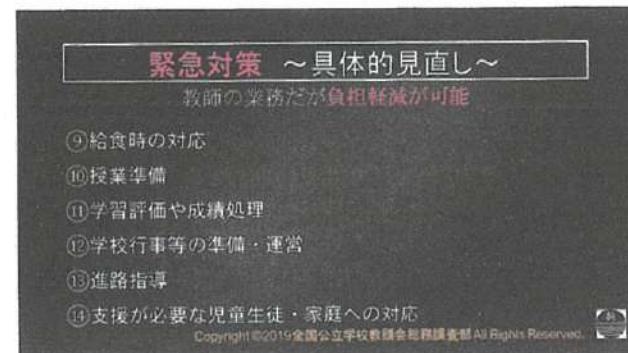
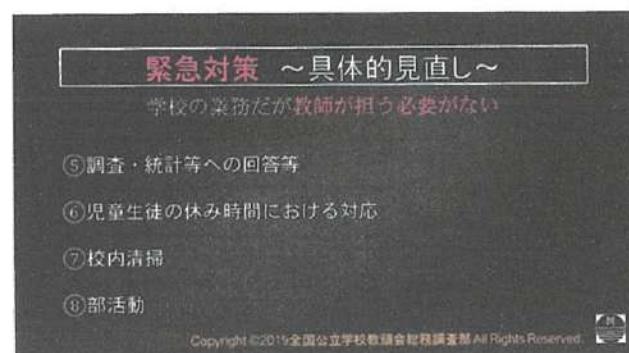
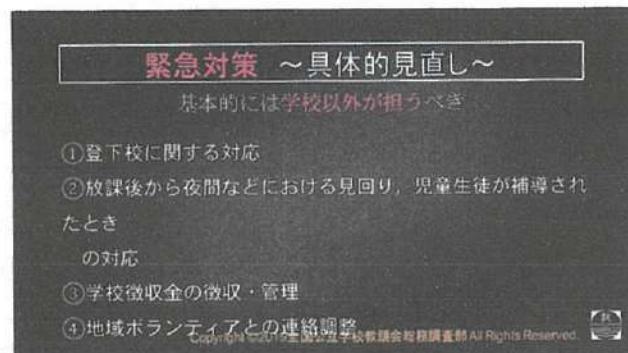
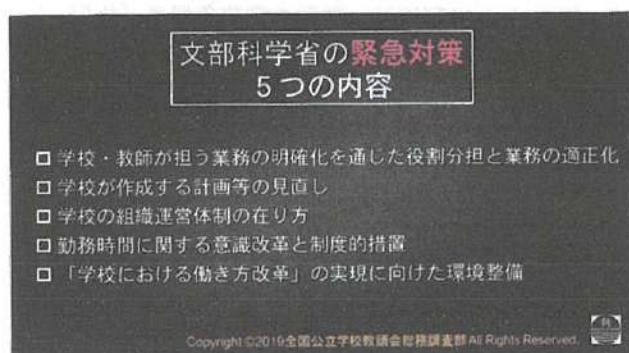
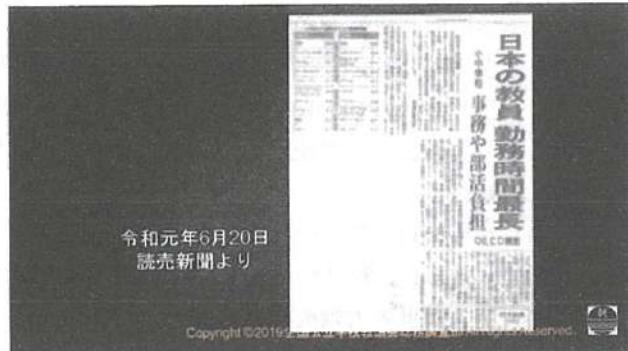
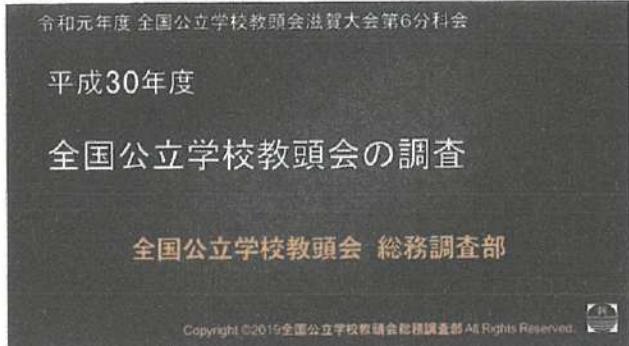
○ 特別支援教育に関わる対応、外国人児童生徒への支援、いじめ問題への対応等、教員の役割が拡大すると共に一層の専門性が求められている。「スクールサポートスタッフ」の導入によって、例えば

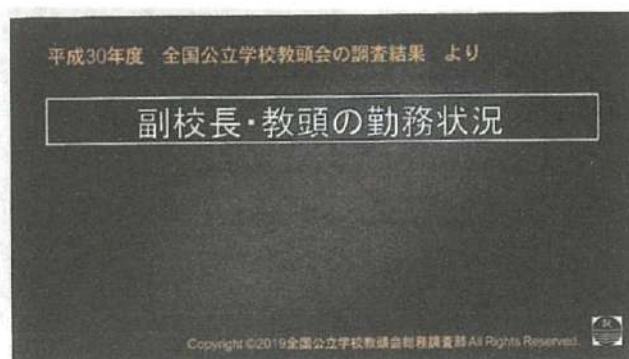
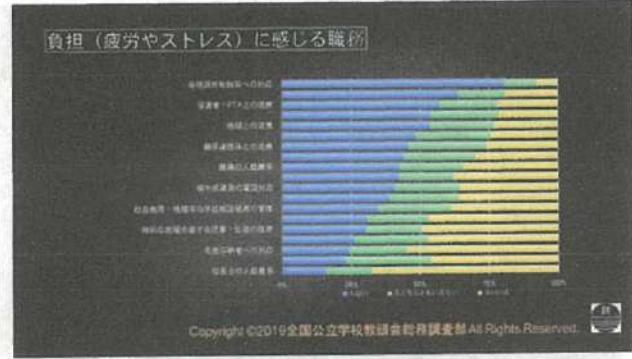
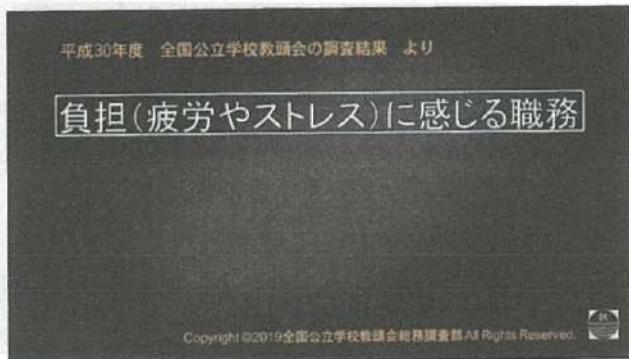
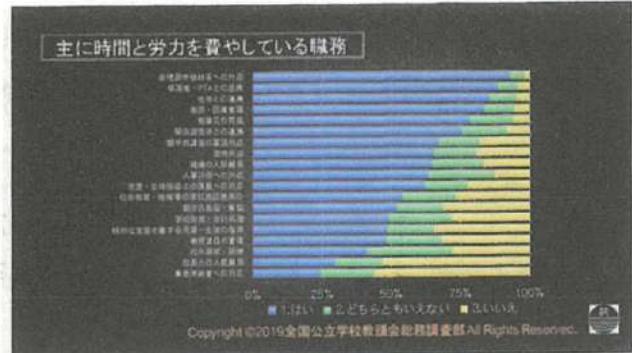
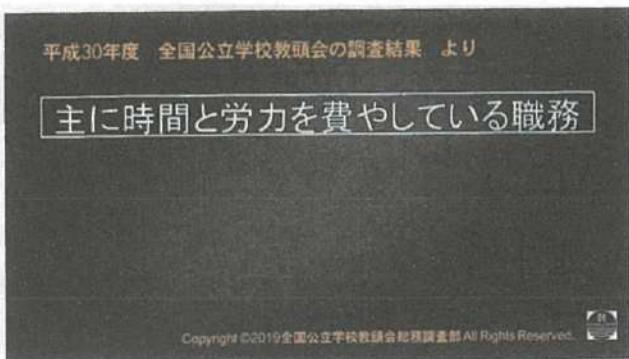
煩雑な事務処理を担って学級担任の負担を減らし、児童生徒の指導に当たる時間を増やして、教育の質の向上に寄与することができたという事例がある。他にも、「チームとしての学校」を実現するため、多様な専門性を持つスタッフの配置、諸条件の整備を推進する必要がある。

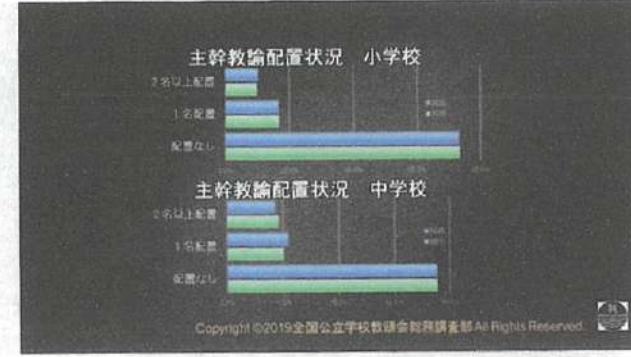
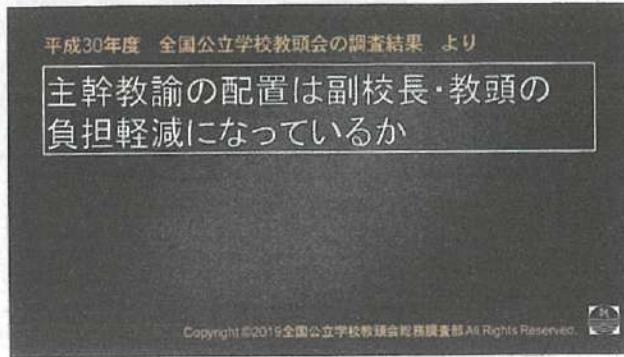
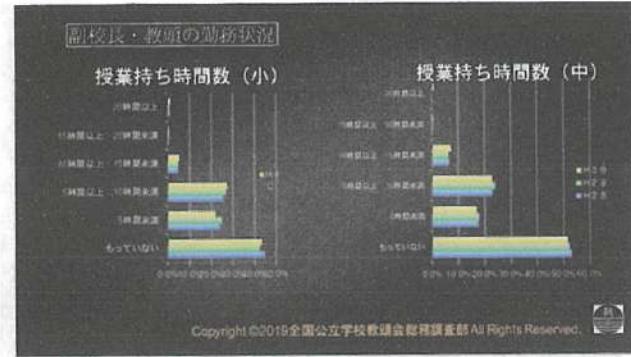
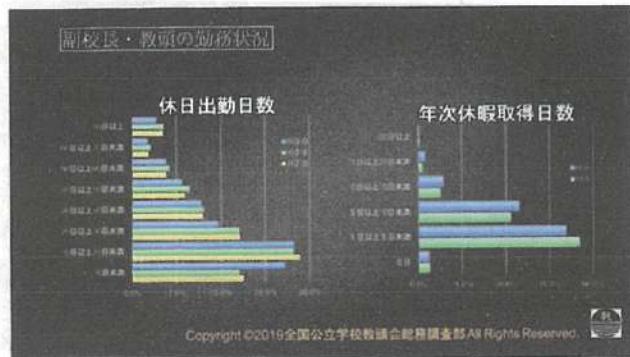
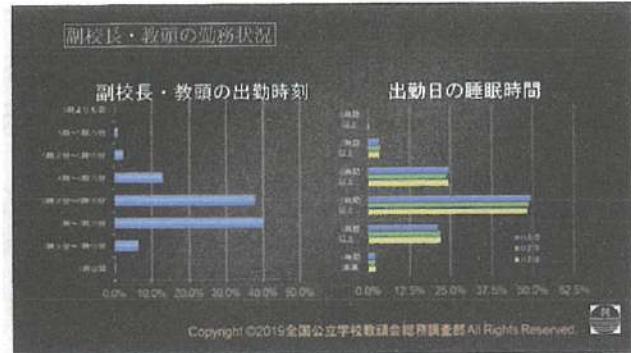
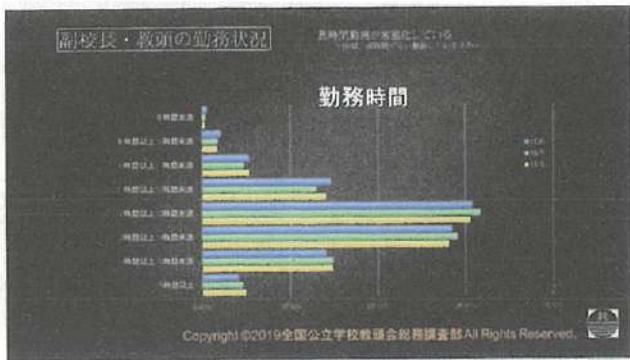
- 学校教育法第37条に基づき副校長・教頭の未配置校の解消と同条第3項による特別な事情における事務職員不配置規定の削除を図り、全ての学校に副校長・教頭と事務職員を配置する必要がある。全公教の調査で、小中学校合わせて140校を超える副校長・教頭未配置校がある。事務職兼務の副校長・教頭は、小学校286校（1.6%）中学校114校（1.3%）となっている（30年度調査 前年度比微増）
- 若手教員の資質の向上のために大学における教職課程を充実させ、学校現場でOJT研修を行うなど、質の高い教員を一人でも多く輩出させるような方策を講じる必要がある。
- 第二次世界大戦後60年を経過してからの「大量退職問題」を踏まえ、若手教員が大幅に増加して数年がたつ。近年では、産休・育休を取得する教員が増えて代替教員の不足が深刻な事態となっている。一方、教員免許更新制の浸透により、免許が失効し、働かせたくても免許がない元教員が生じる事態も発生している。産育休代替等の臨時の任用教員の拡充や、教員免許更新制度の更なる充実が必要である。
- 学校における「働き方改革」の推進が求められているが、地域間で「働き方改革」が温度差なく実現できるよう、国や都道府県が一定の具体策を明確にする必要がある。特に、教員定数の拡充や専門スタッフの増員等「人的条件の整備」とともに、IT技術の活用による事務処理業務の簡略化や、学校内外の専門スタッフによる業務分担等を進めて、教員、とりわけ副校長・教頭の業務負担や「負担感」を解消させる必要がある。

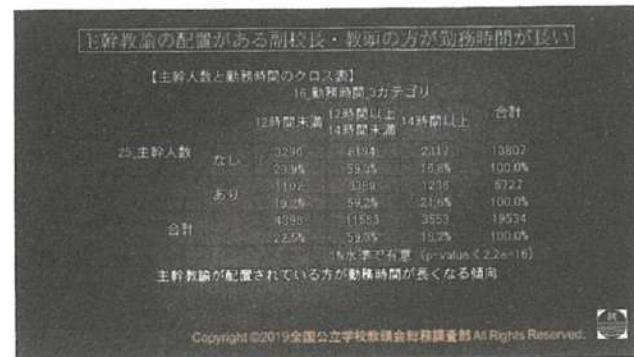
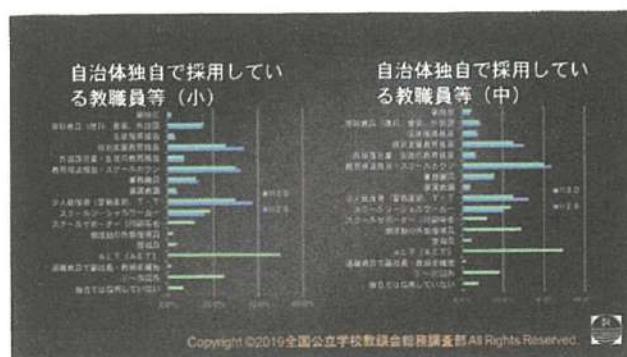
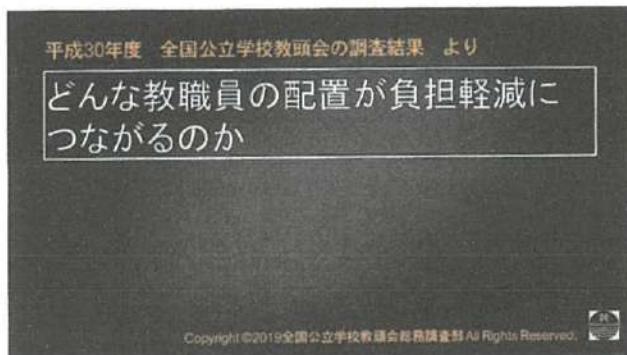
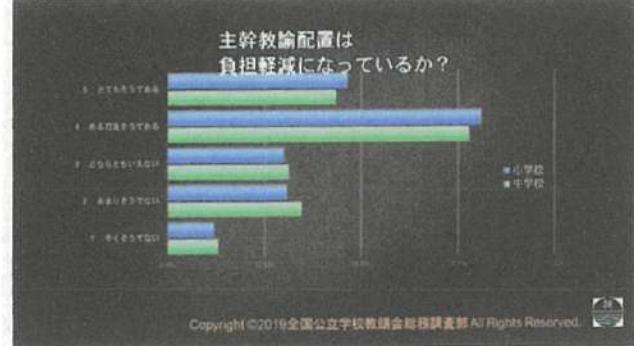
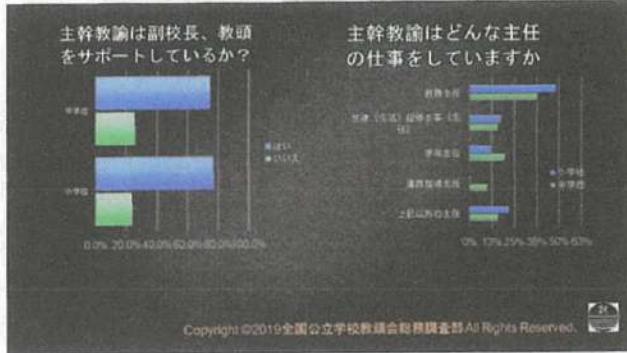
### 3 学校・家庭・地域の連携・協力を深める教育環境整備のための施策が講じられるよう提言します。

- 学校現場において子供たちの安全を確保すること、防災機能を強化すること、復興教育支援事業を充実できるようにすること、いじめの未然防止及び早期発見・継続的対応ができるようにすること、等について人的支援を充実させる必要がある。
- 家庭や地域からの要望が多様化・複雑化する中、学校への要望がすべて学校の責任とするものとはせず、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、保護者や地域が学校運営に参画・支援する制度や家庭教育を支援する機関・組織の充実・拡大を一層推進していく必要がある。
- 天変地異災害等による学校施設設備の安全が問われている。また、気候の変化による酷暑対策の一環として教室・体育館等学校施設の全館冷暖房化等、学校施設の環境改善が求められている。









## 調査の総括

### 要請内容

主幹課題、「…方による格差がない、平等精神を徹底して、スクールカラーやスクールマニフェスト等、様々な側面で校務運営を含む、校内規則や教科書選択、アドミッション等の全般運営に向けた、各自体の「教育理念」を明確化・新設・改定する旨を示す。」

全国公立学校教頭会  
調査報告

ありがとうございました

# 学校における働き方改革の取組状況について

文部科学省



文部科学省

1

## 勤務実態の現状と分析①

### ○教員の1週間当たりの学内勤務時間 (※持ち帰り時間は含まない)



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、  
勤務時間が増加している

2

## 勤務実態の現状と分析②

### ○平成18年度調査に比べて 学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加  
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加  
(平日:7分、土日:1時間3分)

3

## 勤務実態の現状と分析③

### ○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

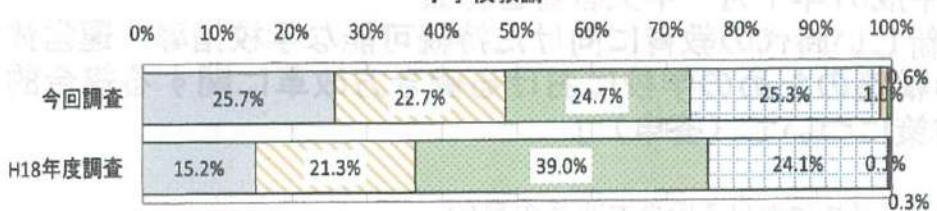
平日(教諭のみ)	小学校			中学校			土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減		28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03	朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:07	3:05	3:11	+0:15	授業(主担当)	0:07	0:00	+0:07	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:19			0:21			授業(補助)	0:01	0:00	+0:08	0:00	0:00	+0:03
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15	授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学年指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04	学年指導	0:00	0:00	+0:00	0:01	0:00	+0:01
試験管理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13	試験管理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04	生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04	生徒指導(個別)	0:00	0:00	+0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07	部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:96	+1:03
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00	児童会・生徒会指導	0:00	0:00	+0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:33	-0:26	学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
平年・学年経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10	平年・学年経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03	学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:20			0:19			職員会議等	0:00	0:00	+0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:04			0:06			個別打ち合わせ	0:00	0:00	+0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(調査回答)	0:01			0:01			事務(調査回答)	0:00	0:00	+0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00	事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17			事務(その他)	0:02			0:02		
校内競技	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02	校内競技	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA会議	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00	保護者・PTA会議	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域活性	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00	地域活性	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・賃俸福利厚生	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00	行政・賃俸福利厚生	0:00	0:00	+0:00	0:00	0:00	±0:00
経理としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01	経理としての研修	0:00	0:00	+0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での企画等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01	校外での企画等	0:00	0:00	+0:00	0:01	0:00	+0:01
その他比較	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08	その他比較	0:01	0:01	+0:00	0:04	0:03	+0:01

## 勤務実態の現状と分析④

### ○若手教師の増加

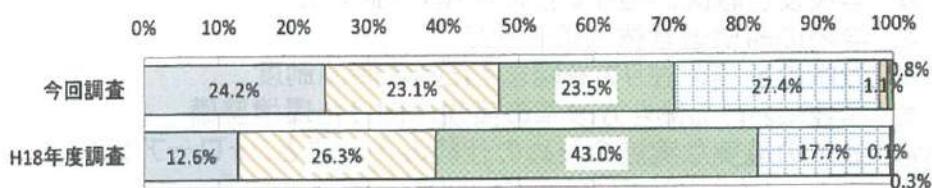
#### 年齢の前回調査との比較

##### 小学校教諭



□30歳以下 □31~40歳 □41~50歳 □51~60歳 □61歳以上 □無回答

##### 中学校教諭

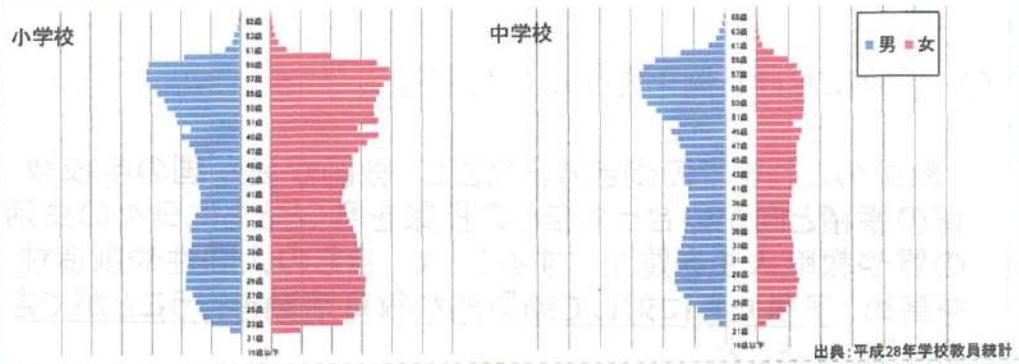


□30歳以下 □31~40歳 □41~50歳 □51~60歳 □61歳以上 □無回答

5

## 勤務実態の現状と分析⑤

### ○教師の年齢構成(H28)



平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

6

## 「学校における働き方改革」答申

### ○平成31年1月 中央教育審議会

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

第1章 学校における働き方改革の目的

第2章 教員の勤務の長時間化の現状と要因

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

第5章 学校の組織運営体制の在り方

第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

第8章 改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

7

### 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組①

学校における働き方改革の目的<第1章>

### ○ 学校における働き方改革の目的は、

教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

8

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組②

### 学校における働き方改革の目的<第1章>

- 志ある教師の過労死等が社会問題になっているが、子供のためと必死になって文字通り昼夜、休日を問わず教育活動に従事していた志ある教師が、適切な勤務時間管理がなされていなかった中で勤務の長時間化を止めることが誰もできず、ついに過労死等に至ってしまう事態は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに、児童生徒や学校にとっても大きな損失である。さらに、不幸にも過労死等が生じてしまった場合に、勤務実態が把握されていなかったことをもって、公務災害の認定に非常に多くの時間がかかり、遺族又は家族を一層苦しめてしまうような事例も報告されている。この点については、勤務時間管理の徹底や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた各地方公共団体の規則等に基づく勤務時間管理の徹底、学校や教師の業務の明確化・適正化による勤務の縮減を図り、一刻も早く改善しなければならない。こうした志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、我々は、学校における働き方改革を実現し、根絶を目指して以下に述べる必要な対策を総合的に実施していく必要がある。

9

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組③

### 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進<第3章>

- 労働安全衛生法の改正を踏まえ、勤務時間管理を徹底。公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定、その実効性を高めるための制度的工夫を行い改革の始点とする。
- ストレスチェックや産業医への相談等、労働安全衛生管理体制の整備を徹底。人事評価や学校評価を通じ、教職員一人一人の意識改革を進める。

10

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組④

### 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

(平成31年1月25日文部科学省策定)

#### ○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする(所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く)。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする(休憩時間を除く)。

#### ○上限の目安時間

①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで)

11

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑤

### 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

○これまで学校が担ってきた業務について、仕分けを実施。(次表の通り)

○業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、学校として子供たちの 成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するかの決断。

12

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑥

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担当するを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑦

### 学校における働き方改革の諸施策の実施による在校等時間の縮減の目安の例

#### 【小学校】

##### ○登校時間等の見直しによる出勤時刻の適正化

→ 平日45分 × 約200日(長期休業を除く平日) : **年間約150時間**

(※) 小学校における一般的な正規の勤務開始時刻 8:15  
教員勤務実態調査(平成28年度)の平均出勤時刻 7:30 → 差:45分

##### ○統合型校務支援システムの活用による成績処理等に係る負担軽減

→ 平日30分 × 約245日(勤務日) : **年間約120時間**

(※) 北海道の事例によると、年間平均換算116.9時間 1日あたり29分の軽減

#### 【中学校】

##### ○中学校の部活動指導の適正化

###### ①部活動ガイドラインで示された活動時間等の遵守

(学期中: 平日1日・休日1日の休養日)

→ 平日41分 × 43週(52週 - 長期休業9週) : 年間約30時間

休日2時間9分 × 43週(52週 - 長期休業9週) : 年間約90時間

**合計: 年間約120時間**

###### ②部活動指導員等の外部人材の活用

(学期中: 平日1日・休日1日、長期休業中: 20日)

→ 学期末: 年間約120時間 + 長期休業中: 20日 × 2時間9分: **年間約160時間**

(※) 長期休業中の時間を教員勤務実態調査(平成28年度)の土日の中学校の部活動2時間9分と仮定

14

### 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑧

- 業務の明確化・適正化を確実に推進するため、
  - ・ 文部科学省は、条件整備とともに、
    - ① 学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出
    - ② 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底
    - ③ 市町村単位の在校等時間の公表など業務改善が自走する仕組みの確立
    - ④ 学校に新たに業務を求める場合のスクラップ・アンド・ビルトの徹底  
などの責任を確実に果たす。

15

### 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑨

- ・ 教育委員会は、新たに学校に業務が生じる場合について、スクラップ・アンド・ビルトの観点から仕分けを実施。
- ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減  
例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備等
- ・ 学校が担ってきた業務の見直しに当たっては、安全配慮義務など学校の責任についての法的な整理を踏まえる必要。

16

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑩

- 答申を踏まえ、学校における働き方改革を強力に推進するため、平成31年1月25日に大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を省内に設置。  
推進本部において、文部科学大臣メッセージを公表。



- 学校関係者や保護者・地域の方々など社会全体に向けて、「学校の働き方改革」の趣旨・目的等を広く知って頂くため、公式プロモーション動画を制作し、平成31年3月8日に公開。  
(公開後5日間で1万回以上、公開後1か月で1.8万回以上、視聴)



- また、校長等が適切に勤務時間管理を行えるよう、その基本となる関係法令や「上限ガイドライン」等について、文部科学省担当職員が分かりやすく解説する動画を公開。

- その他、政府広報を活用し、学校における働き方改革に関する学校の取組等を紹介。

- 学校週5日制の完全実施に伴い夏休みに研修等の業務の実施を求めてきた平成14年の通知を廃止し、学校閉庁日の設定等を促すとともに、ICTの活用を含めた研修の整理・精選、部活動の適正化、高温時のプール指導の削減等、長期休業中の業務の見直しを求める新たな通知を発出。

17

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑪

### 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

- 方策の実施のためには環境整備が必要。教職員定数の改善や専門・外部スタッフ等の確保等の条件整備を行う。

文部科学省として、以下の通り環境整備を推進【令和元年度予算】

#### ◆学校指導・運営体制の効果的な確立・充実

##### 学校の指導体制の充実—教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上—

小学校専科指導の充実（英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応））	... +1,000人
中学校生徒指導体制の強化	... +50人

##### 学校の運営体制の強化—校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減—

学校経済・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）	... +30人
主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化	... +30人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+1,456人の改善。

※ 平成29年3月の義務標準法改正により、通級指導や外国人児童生徒に対する日本語指導教育等のための加配定数について、基礎定数化。

通級による指導に係る教員定数	児童生徒13人に対し教員1人(現状16.5対1)
外国人児童生徒等教育に係る教員定数	児童生徒18人に対し教員1人(現状21.5対1)

#### ◆教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 ... 64.6億円【SC:27,500校(+800校)】  
【SSW:10,000人(+2,500人)】
- スクール・サポート・スタッフの配置 ... 14.4億円【3,600人(+600人)】  
※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポート
- 中学校における部活動指導員の配置 ... 10.1億円【9,000人(+4,500人)】
- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置促進 ... 31億円【7,700人】
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究 ... 0.1億円

18

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑫

- 今後引き続き、教育課程の在り方、教員免許制度の改善、新時代の学びにおける先端技術の活用、小規模校の在り方等について検討が必要。
  - こうした提言も踏まえ、平成31年4月17日に中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問。中央教育審議会において審議をお願いしたい事項(概要)
- 1. 新時代に対応した義務教育の在り方**
- 基礎的読解力などの基礎的な学力の確実な定着に向けた方策
  - 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、置き度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
  - 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
  - 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方等
- 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方**
- 普通科改革など各学科の在り方
  - 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
  - 時代の変化・役割の変化に応じた定期制・通信制課程の在り方
  - 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方等

19

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組⑬

- 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方**
- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
  - 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
  - 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方等
- 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等**
- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
  - 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教員配置や教員免許制度の在り方
  - 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
  - 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
  - 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
  - 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
  - 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
  - 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
  - いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
  - 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
  - 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

20

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組<sup>⑯</sup>

### 改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ<第8章>

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査(平成28年度)と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

21

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組<sup>⑯</sup>

### 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革<第6章>

#### ○給特法の今後の在り方

- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない。
- ・ したがって、給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- ・ なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じ中長期的な課題として検討すべき。

22

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組<sup>16)</sup>

### ○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
- ・教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間との間隔の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
- ・導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるよう措置すべき。

### ○ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について、給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

23

## 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省の取組<sup>17)</sup>

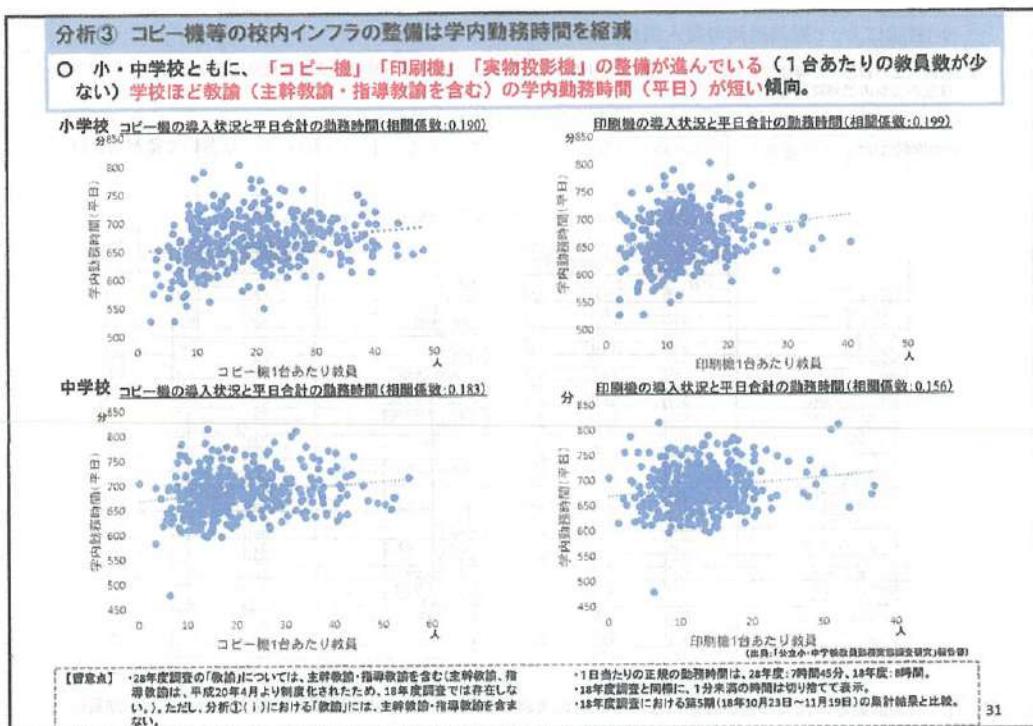
…我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

24









## グループ別討議の進め方

- 1 メンバーの自己紹介を簡単に行ってください。  
(単位教頭会・副校長会名・所属・氏名程度)
- 2 役割分担を確認してください。(司会、記録、発表者)
- 3 各自の「事前調査カード」を利用して、参加者が抱えている課題・現状について順に発表してください。
- 4 話題を絞り込んで、意見交換・討議を行ってください。  
※ 話題として考えられること
  - (1) 要請文の内容について
  - (2) 3で話題になったことで協議が必要だと判断したことについて
- 5 最後の5分程度で、司会者が討議の内容の確認をしてください。
  - (1) グループ別討議での話題となったことの概略
  - (2) 平成31年度の要請文に盛り込んで欲しい事項
- 6 記録者の記録を元に、発表者が2分程度で発表してください。
- 7 グループ別討議の目的  
グループ別討議では、グループごとの結論を出す必要はありません。それぞれの単位教頭会・副校長会が抱えている問題を出し合い、参加者の意見を聞くことで、よりよい対応策を考えていくと同時に、次回の要請文に盛り込むべき内容を明らかにしていくことを目的としています。

## グループ別討議記録用紙

( ) グループ

討議の内容

平成31年度要請文に盛り込んで欲しい事項

## 要請活動報告書

1. 期日 令和元年7月12日（金）

2. 内容

面接対象者	状況（場所・応対者）	回答（内容等の概況）

3. 感想・意見等

感想・意見等
--------

4. 記録者

都道府県名	責任者（氏名・役職）	同行者（氏名・役職）

5. 提出先 全国公立学校教頭会総務部

令和元年度 全国要請部長（担当者）名簿

教頭会・副校長会名	氏名	学校名	郵便番号	住所	電話
北海道	松橋 殖善	千歳市立勇舞中学校	066-0078	千歳市勇舞3-4-2	0123-40-0051
青森	工藤 俊文	青森市立大野小学校	030-0847	青森市東大野1-3-1	017-739-8338
岩手	相原 伸裕	盛岡市立向中野小学校	020-0851	盛岡市向中野2-39-27	019-635-8510
宮城	川合 輝文	仙台市立長町小学校	982-0011	仙台市太白区長町4-6-1	022-248-5191
秋田	信田 秀樹	秋田市立勝平中学校千秋分校	010-1602	秋田市新屋下川原町1-2	018-896-4570
山形	土井 正路	山形市立山寺中学校	990-3301	山形市山寺1650	023-695-2044
福島	丹野 隆明	福島市立福島第二中学校	960-8133	福島市桜木町5-20	024-534-2166
茨城	五喜田 滉	行方市立麻生小学校	311-3832	行方市麻生1147-1	0299-72-0049
栃木	平本 宰己	宇都宮市立東小学校	320-0021	宇都宮市東堀田1-6-14	028-622-2282
群馬	黒澤 隆	藤岡市立平井小学校	375-0041	群馬県藤岡市緑塹388	0274-22-0705
埼玉	山田 章人	川口市立元郷中学校	332-0003	川口市東領家1-8-3	048-222-4143
千葉	阿部 真一	習志野市立大久保小学校	275-0017	習志野市藤崎6-9-28	047-474-1346
東京都小	磯野 智博	千代田区立富士見小学校	102-0071	千代田区富士見1-10-3	03-3263-1006
東京都中	糸井 一雄	青梅市泉中学校	199-0024	青梅市新町1-37	0428-31-2297
神奈川小	山口 敦子	川崎市立西御幸小学校	212-0004	川崎市幸区小向西町4-30	044-522-2419
神奈川中	福田 秀人	松田町立松田中学校	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領1400	0465-82-2261
山梨	佐久間 覚	都留市立旭橋小学校	402-0014	都留市朝日馬場544	0554-48-2008
新潟	藤塚 静治	新潟市立江南小学校	950-0855	新潟市東区江南5-1-1	025-286-2895
静岡	力石 和彦	伊東市立富戸小学校	413-0231	伊東市富戸1203-1	0557-51-0008
富山	入井 孝幸	黒部市立中央小学校	938-0014	黒部市植木118	0765-54-1321
石川	毛利 由紀	金沢市立三馬小学校	921-8164	金沢市久安6-154	076-243-2261
福井	上田 弘幸	福井市長橋小学校	910-3384	福井市長橋町18-48	0776-86-1119
愛知	川口 敦	豊田市立堤小学校	471-0939	豊田市堤本町流28	0565-52-3718
名古屋	辻川 雄	名古屋市立伊勢山中学校	460-0024	名古屋市中区正木3-2-21	052-331-9568
岐阜	花村 伸二	羽島市立小熊小学校	501-6273	羽島市小熊町2-361-5	058-391-3059
三重	奥 理	伊賀市立柘植中	519-1402	伊賀市柘植町1881	0595-45-2059
滋賀	中岡 勝博	長浜市立南郷里小学校	526-0844	長浜市南田附町352	0749-62-0288
京都	山添 麻矢	福知山市立三和中学校	620-1442	福知山市三和町荒原中千束660番地	0773-58-2024
大阪	川口 真之	柏原市立堅下北中学校	582-0019	柏原市平野2-403-1	072-973-0065
兵庫	木村 曜	丹波篠山市立篠山中学校	669-2314	丹波篠山市東沢田224	079-552-1155
神戸小	霧嶋 敦志	神戸市立妙法寺小学校	654-0121	神戸市須磨区妙法寺桜界地106-1	078-741-2559
神戸中	三浦 啓司	神戸市立大原中学校	651-1222	神戸市北区大原1-19	078-581-6661
奈良	神山 豊彦	五條市立五條東中学校	637-0004	五條市今井5-7-12	0747-22-2814
和歌山	濵田 容	御坊市立藤田小学校	649-1341	御坊市藤田町藤井2047-1	0738-22-0480
鳥取	齋尾 正人	倉吉市立久米中学校	682-0946	倉吉市横田568-1	0858-28-1241
島根	杉谷 崇	松江市立雜賀小学校	690-0056	松江市雜賀町586	0852-21-2805
岡山	長安 雅宣	笠岡市立新山小学校	714-0007	笠岡市山口2966-1	0865-65-1011
山口	田村 雅一	宇部市立厚東小学校	759-0121	宇部市大字棚井7-1	0836-62-0008
徳島	一宮 泰啓	徳島市国府小学校	779-3124	徳島市国府町中61-1	088-642-1013
香川	市原 繁樹	三木町立三木中学校	761-0612	香川県木田郡三木町大字氷上31	087-898-1547
愛媛	作道 勉	松山市立椿中学校	790-0862	松山市市坪南1-1-20	089-957-8650
高知	田村 和枝	高知市立江ノ口小学校	780-0062	高知県高知市新本町1-8-12	088-847-0271
福岡小	井手 淳一	糸島市立福吉小学校	819-1641	糸島市二丈吉井4118	092-326-5506
福岡中	石田 英治	古賀市立古賀北中学校	811-3113	古賀市千鳥4-4-1	092-943-4550
佐賀	西村 寛二	江北町立江北小学校	849-0501	佐賀県杵島郡江北町大字山口1128	0952-86-2251
長崎	角田 文明	長崎市立小崎小学校	850-0079	長崎市みなど坂1-35-6	095-865-2151
熊本	城 智砂	熊本市立田原小学校	861-0162	熊本市北区植木町富広1302-5	096-272-0141
大分	大島真美	大分市立下郡小学校	870-0952	大分市下郡北3-17-23	097-567-3711
宮崎	菊池真寿美	穂中学校	880-0841	宮崎市吉村町江田原甲265	0985-23-2225
鹿児島	池本 勝志	鹿児島市立宮川小学校	891-0103	鹿児島市皇德寺台4-26-1	099-264-3316
沖縄	平良 真也	糸満市立潮平中学校	901-0301	糸満市字阿波根1200	098-992-7575